

放置自転車対策について（条例改正）

1. 原動機付自転車について

多くの自治体で行われている原付の移送を実施します。

移送手数料については他市の金額を参考に検討します。

2. 放置自転車整理区域外の放置自転車について

放置自転車整理区域外の自転車については道路法の規定を根拠として移送を行っていますが、他市の例に倣い条例に道路のほか、公園等の公共施設の放置自転車の撤去について規定します。

3. 大型店舗等の自転車駐車場附置義務について

他市の状況を参考にし、基準の見直しを検討します。

他市の例に倣い、違反に対する立入検査、措置命令、罰則等について規定します。

4. 民間事業者の参入促進

国立市内における民営自転車駐車場は、増加傾向にあり、他市の状況をみても必ずしも動機づけになるとは限らないと考えられるため、今回の改正での補助金等の導入は見送ることとします。

以上